

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年11月25日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月10日付け海建管第6269号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年12月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分が事実であるならば、平成 13 年 1 月 15 日付け海建第 7110 号知事決裁文書に添付された土地所在図とは別の文書で同意されたこととなる。
- (2) 県において、法務局が訂正した当該土地所在図の写しを添付して同意を得たりすることがなければ、法務局が現公図に訂正することはない。
- (3) 実施機関は、理由説明書において、「異議申立人に来所してもらい、請求内容の確認を口頭で行った」と記載するが、異議申立人がその日県庁に行ったという事実は存在しない。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、開示請求書に記載された「原本と全く同じ所在図」が、どのような所在図であるか特定が困難であったため、平成 25 年 11 月 27 日に異議申立人に来所してもらい請求内容の確認を口頭で行った。結果、異議申立人からの回答は、「開示請求書に添付されている水路の閉じられた所在図である。」とのことであったが、平成 13 年海建第 7110 号文書に綴じられているのは、水路の閉じられていない所在図である。

また、添付された所在図には、文書施行後の県知事印の押印や法務局受付印が見られるため、県から法務局に申請後、法務局で受け付け保管されている文書であると推測され、全く同じ文書が県の公文書に綴られていることは考えられない。

請求文書は存在しない旨を異議申立人に伝えたが、開示請求の取下げを行わないとのことであった。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

#### 第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則

公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関の説明によると、異議申立人は「開示請求書に添付されている水路の閉じられた所在図」を求めているとのことである。

実施機関は、過去に諮問第 92 号における審議の中で、「法務局においては現地調査を行う中で、例えば池と水路の境に閉じる線を記載しなければ、池から水路がつながり同じ番地だと解釈される場合もあるため、職権で追加する場合もある。」との説明を行っており、当審査会は、同号の答申においては「通常法務局における事務では現地調査を行う中で職権で変更等を行う場合もあるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない」と判断した。本件においてもこの判断を覆す事情は見当たらない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 1 月 6 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 1 月 28 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 26 年 2 月 10 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 9 月 25 日	○審議
平成 29 年 11 月 2 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議

平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 3 月 23 日	○異議申立人からの追加意見を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 30 年 10 月 2 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 11 月 25 日	平成 13 年第 7110 号文書、財務局和歌山財務事務所宛 文書法務局訂正申出書添付同意書と、同訂正原本とは 別文書であり、中身が異なる。原本と全く同じ所在図を 添付して同意をとり、各々申請した文書の開示。